

日本共産党 目黒区議会議員

こんにちは

いも かわ

芋川 ゆうき 区政報告

住所：目黒区南3丁目在住 TEL：090-4206-2048

ツイッター・facebook 公開中！お問い合わせ ☒ <imokawa007@gmail.com

いも お芋の「芋」に3本「川」  
100%「ゆうき」

33号

## 委員会での資料閲覧のタイミング

# 目黒区は当日9時30分・遅すぎる！！

## 23区内では委員会の1週間前に資料を配布する区もあるのに

区議会で取り扱う事項は、数が多く内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部分に分けて、専門的、能率的に審査・調査するために委員会を設けています。

委員会には、常時置かれている常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会とがあります。

議員は、少なくとも一つの常任委員会に所属することになっています。

目黒区では委員会の資料は委員会室の机の上に当日9時30分ごろに置かれます。

※当日配布・・・目黒区 他約8区

(7月調査時点)

23区の中でもこれだけバラつきがあるのが事実です。

一方では1週間前から調査・研究を行う事ができ、もう一方では当日にならないと資料すら見る事すらできないという自治体によっての差があり過ぎます。

もちろん委員会自体にも調査研究がなされている委員で構成される委員会と報告を受けて質問を行う委員会では「質」が変わってきてしまう可能性があります。資料を早めに配布し、委員会に向けてさらに深い議論を行っていくべきです。

## 調べる時間は30分しかない

目黒区の現状において議題表「前日の夕方に委員会室の扉に張り出し」が行われます。そして、肝心の資料は「当日の9時30分ごろに委員会室の机の上に置かれる」というタイミングです。ですので、委員会が始まる10時までの30分の中で調べます。ですが、実際は膨大な資料を読むこともままなりません。

委員会では、その流れの中で担当職員から報告を受けます。そして、すぐさま質問になるのですが、やはり理解度が少ない中で深い内容を追求していく事はなかなか難しい状況です。

## 港区は1週間前に資料配布

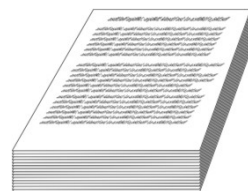
他区の状況はどのようになっているかですが、23区の中で早い自治体では、

※約1週間前には配布・・・港区、文京区、墨田区など 約5区

※2～4日前には配布・・・葛飾区、足立区、北区など 約9区

## 本会議では 所管の委員会の質問はNG!?

加えて目黒区議会では「所属委員会に関する質問は本会議で行わない」という慣習が存在します。私で言えば、文教・子どもに関する一般質問などは行えないということです。なぜかという、常任委員会である「文教・子ども委員会で質問できるだろ」ということらしいですが、上記の通り、熟知していない状況で委員会での質疑が行われている現状では、なんだかなあ。という思いです。やはり委員会資料の配布を早くすることが重要だと考えます。



# 後期高齢者医療制度の保険料 国が窓口1割負担を『2割負担』示唆

75歳以降の後期高齢者医療制度について、改めて財務省の具体策である、本年4月23日の財政制度等審議会分科会を確認しました。

国は後期医療の窓口での支払いを2割負担に引き上げようとしています。

また、今後、低所得者の保険料軽減措置の見直しも検討しています。

もともと後期高齢者医療制度は、公的医療費への国の財政支出を削るための「医療構造改革」の一環として2008年に開始されました。75歳以上の高齢者を対象にし、75歳になると国保や協会けんぽを脱退させられ「後期医療」に加入することになりました。現在約1700万人が加入している。その制度の構造から75歳以上の人口が増えると保険料がアップするため、保険料の引き上げ傾向が続いている。現在の窓口払いは、基本1割負担と現役所得並みで3割負担です。

窓口負担割合が増えると、経済的理由により、必要な医療が受けられなくなってしまいます。後期高齢者医療制度が施行・実施された翌年の09年度に滞納処分を受けた件数は834件でしたが、17年度には6816件と約8倍に増加しました。一方で滞納者数は約31万人（10年度）から、約22万人（17年度）へと減少。滞納額も約80億円から約77億円へと減少しています。滞納者数・額ともに減っている状況で滞納処分が激増している背景には、減免や分割など個々の状況に応じた対応をせず、機械的な滞納処分を行っていることがあると考えられます。

財務省は「後期医療」だけでなく介護、年金の改定案を検討しています。

現政権は参議院選挙が終わりさらに加速をしています。

## 良く言われる「現役並所得」ってどのくらい？



所得区分と負担割合の判定基準

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得3	3割	住民税課税所得が690万円以上の被保険者およびそのかたと同一世帯の被保険者
現役並み所得2	3割	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者およびそのかたと同一世帯の被保険者
現役並み所得1	3割	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者およびそのかたと同一世帯の被保険者
一般	1割	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が、いずれも145万円未満のかた
区分2	1割	住民税非課税世帯であり、区分1に該当しないかた
区分1	1割	住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないかた

### 3割負担から1割負担に変更できる場合があります（基準収入額適用申請）

次の場合には申請し認定されると、申請日の翌月より1割負担となります。

- 世帯に被保険者が一人の場合は、収入額が383万円未満。ただし、383万円以上でも同じ世帯内に70歳から74歳のかたがいる場合は、そのかたとの収入合計額が520万円未満
- 世帯に被保険者が二人以上の場合は、被保険者の収入合計額が520万円未満